

西興部村バイオガスプラント建設工事

入札説明書（再度公告入札）

平成 29年 6月

北海道西興部村

西興部村バイオガスプラント建設工事 入札説明書

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 工事概要 | 2 |
| 第1節 公告日 | 2 |
| 第2節 発注者 | 2 |
| 第3節 工事内容 | 2 |
| 第2章 事業者の募集及び選定に関する事項..... | 3 |
| 第1節 スケジュール | 3 |
| 第2節 評価委員会の設置 | 3 |
| 第3章 入札に関する条件 | 4 |
| 第1節 入札参加者の備えるべき条件 | 4 |
| 第2節 入札に関する留意事項 | 7 |
| 第3節 入札に関する手続き等 | 7 |
| 第4章 入札等に関する事項 | 14 |
| 第1節 入札方法等 | 14 |
| 第5章 技術提案書の審査及び選定に関する事項..... | 14 |
| 第1節 審査 | 14 |
| 第2節 提案 | 14 |
| 第3節 審査の方法等 | 14 |
| 第4節 審査結果の通知 | 14 |
| 第5節 工事契約の締結 | 14 |
| 第6節 落札者が契約をしない場合 | 14 |
| 第6章 工事契約の概要 | 15 |
| 第1節 工事契約について | 15 |
| 第2節 工事契約の締結 | 15 |
| 第3節 工事契約の解釈について疑義が生じた場合における措置 | 15 |
| 第4節 支払い条件 | 15 |
| 第7章 その他 | 16 |

はじめに

西興部村は、「西興部村バイオガスプラント建設工事」（以下「本工事」という。）に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札として行う。

「西興部村バイオガスプラント建設工事入札説明書」（以下「本入札説明書」という。）は、西興部村が本工事を実施する落札者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、入札参加者に対して交付するものである。

入札参加者は、本入札説明書の内容を踏まえ、必要な入札書類を提出することとする。なお、本入札説明書に併せて配布する様式集、技術提案書、落札者決定基準も本入札説明書と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「入札説明書等」と定義する。

第1章 工事概要

第1節 公告日

平成29年6月26日（月）

第2節 発注者

西興部村長 菊池 博

第3節 工事内容

1 工事名

西興部村バイオガスプラント建設工事

2 工事場所

北海道紋別郡西興部村字東興333、字東興334

3 工事内容

本工事は、嫌気性発酵処理施設を建設するものである。詳細は、技術提案仕様書による。

- (1) 施設規模 : 一日あたり原料処理量 88.61tを処理できる規模
- (2) 敷地面積 : プラント建設地：約14,630m²、消化液貯留槽建設地：3,600m²×2箇所
- (3) 処理方式 : 嫌気性発酵処理方式
- (4) 施設概要 : 受入施設、嫌気性発酵処理設備、消化液衛生処理設備、消化液貯留槽、再生敷料製造設備、バイオガス除湿設備、バイオガス脱硫設備、バイオガスホルダー、電気・計装設備、水道設備、土木・建築工事

4 工期

契約締結日の翌日から平成31年2月28日まで

なお、本工事の実施設計、建設工事は平成29年度～平成30年度に行う。

5 工事の実施形態

- (1) 本工事は、施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用する。
- (2) 本工事は、技術提案に基づいた実施設計及び建設工事を一括して発注する設計・施工一括発注方式を採用する。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

第1節 スケジュール

本工事の事業者の選定スケジュールは、以下のとおりとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

表 スケジュール

| | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 平成 29年 6月 26日（月） | 入札公告及び入札説明書の交付 |
| 平成 29年 6月 29日（木） | 入札説明書等に係る説明会 |
| 平成 29年 6月 26日（月）～ 平成 29年 7月 3日（月） | 入札説明書等に関する質問受付 参加表明書及び資格審査申請書類の受付 |
| 平成 29年 6月 30日（金）～ 平成 29年 7月 6日（木） | 入札説明書等に関する質問に係る回答 資格審査結果の通知 |
| 平成 29年 7月 10日（月）～ 平成 29年 7月 14日（金） | 技術提案書の受付 |
| 平成 29年 7月 25日（火）午前 | 技術提案書に関するヒアリング、審査 |
| 平成 29年 7月 25日（火） 技術審査終了後 | 入札予定、最優秀提案者の決定 |
| 平成 29年 7月 25日（火） | 落札者の決定、通知 |
| 平成 29年 7月 27日（木） | 落札者の公表、工事仮契約 |
| 平成 29年 8月 第1週頃 | 工事本契約締結（予定） |

第2節 選定委員会の設置

発注者では、専門的知見に基づくとともに、透明性を確保し、公正かつ適正に落札者を選定するため、学識経験者及び西興部村職員で構成する「西興部村バイオガスプラント入札選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

第3章 入札に関する条件

第1節 入札参加者の備えるべき条件

1 類似施設の施工実績

元請けとして嫌気性発酵処理施設（北海道内で施工実績があり、現在稼働していること。）の施工実績を有すること。

2 入札参加者の入札参加資格要件等

入札参加者は、本施設を設計する業務（以下「設計業務」という。）、本施設を建設する業務（以下「建設業務」という。）を行える企業とする。入札参加希望者は、単体企業又は経常建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、単体企業にあつては(1)の要件を、共同企業体にあつては(2)の要件を全て満たしていること。

(1) 単体企業の要件

- ア 「第3章 入札に関する条件」第1節第1項を満たしていること。
- イ 西興部村の平成29年度入札参加資格を有する者であること。西興部村の平成29年度入札参加資格を有していない者は、競争入札参加資格審査申請書（北海道様式）を提出し、西興部村資格審査委員会の審査を受けること。ただし、この資格審査は、本工事に限り有効とする。
- ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する土木一式工事及び建築一式工事について特定建設業の許可を有しており、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成28年1月1日から平成28年12月31日までのもの（当該審査基準日に係わる経営事項審査を受けていない者については平成29年1月1日以降を審査基準日とするもの））で、総合評点数値が土木一式工事800点以上かつ建築一式工事730点以上であること。
- エ 建築物の設計技術者として、次の条件を満たす者を配置すること。
 - ・ 1級建築士又は2級建築士（10年以上の実務経験を有すること。）
- オ 嫌気性発酵処理施設の工事現場に従事した経験を1年以上有する者を主任技術者又は監理技術者として配置できること。
- カ 北海道内に本店または支店等を有すること。

(2) 経常建設工事共同企業体の要件

- ア 共同企業体は自主結成方式とし、構成員の数は2又は3者とする。ただし、継続的な協業関係が確保され円滑な共同施工に支障がないと認められる場合には5者までとすることができるものとする。
- イ 構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種類の有資格者で同一等級に格付けされているものの組み合わせ又は、直近等級に格付けされているものの組合せであることとする。

同級に格付けされているもの同士による構成の場合は、構成員の経営審査点数の合計を構成員数で除した点数が上級格付けの下限の8割以上を有している場合について上級に格付けとする。

総合評点数値が土木一式工事800点以上かつ建築一式工事730点以上であること。

又、構成員のいずれかが、特定建設業の許可を得ていることとする。
- ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は下記の範囲とし、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得

るよう構成員を勘案して発注機関において定めるとする。

- (1) 2社の場合 30パーセント以上
- (2) 3社の場合 20パーセント以上
- (3) 4社の場合 15パーセント以上
- (4) 5社の場合 12パーセント以上

エ 本工事の入札に参加する構成員は、単独企業、他の入札参加者の構成員として参加する者でないこと。ただし、西興部村が落札者と工事契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員が落札者の業務等の一部を支援及び協力することは可能とする。

オ 共同企業体の代表構成員は、「第3章 入札に関する条件」第1節第2項(1)のウ及びエの要件を全て満たしていること。

カ 共同企業体の全ての構成員は、「第3章 入札に関する条件」第1節第2項(1)のイ及びカの要件を全て満たしていること。

キ 共同企業体の構成員の1者以上が、「第3章 入札に関する条件」第1節第2項(1)のア及びオの要件を満たしていること。

3 入札参加者の制限

以下の事項に一つでも該当する者は、入札参加者（単独企業・共同企業体）となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 西興部村及び国その他地方公共団体の指名停止措置を受けている者。
- (3) 下記の法律の規定による申立て等がなされている者。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立て。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。）
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て。
- (4) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できない者。
 - ア 1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有する者と国土交通大臣が認定した者。
 - イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、次の者をいう。
 - ・ 平成20年3月31日以前に交付を受けた監理技術者資格証を有する者。
 - ・ 平成20年3月31日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成20年4月1日以後に監理技術者資格者資格証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格証及び指定講習受講修了証を有する者。
 - ウ 土木工事又は建築工事の現場に従事した経験を5年以上有すること。
- (5) 入札参加者間に以下の基準のいずれかに該当する関係のある者（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、本規定に抵触するものではない。
 - ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社又は親会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合には除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社をいう、以下同じ。）

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められた場合

その他上記アとイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(6) 本工事に係る「地域バイオマス産業化推進事業支援業務」受託企業及び提案審査に関与した者並びにこの者と資本若しくは人事面において関係がある者。「資本若しくは人事面において関係がある者」とは、次のア、イに該当するものである。

ア 発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者。

イ 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における者。

(7) 「地域バイオマス産業化推進事業支援委託業務」受託企業、受託企業等に関与した者、及び西興部村が設置している「西興部村バイオガスプラント入札選定委員会」構成員。

4 参加資格の審査

参加資格の審査基準日は、参加表明書提出日とする。ただし、参加資格審査後、入札結果の公表までの期間、及び落札者決定後、契約締結までの期間に、入札参加者が上記入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

第2節 入札に関する留意事項

1 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

2 費用の負担

入札に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

3 使用言語及び単位

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4 著作権

入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、書類の作成者に帰属する。ただし、西興部村は、入札参加者の承諾を得た場合には、入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

5 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しないものとする。

また、応募者から提出された提案書類については、公にすることにより、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、公開しないものとする。

6 資料の取扱い

西興部村が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、西興部村の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、また内容を提示することを禁じる。

7 必要事項の通知

入札説明書等に定めるものの他、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

第3節 入札に関する手続等

1 入札説明書等の交付

入札説明書等の交付を次のとおり行う。

(1) 交付日

平成29年6月26日（月）

(2) 交付方法

西興部村のホームページ

(<http://www.vill.nishiokoppe.hokkaido.jp/section/sangyou/feeub00000dp71s.html>)

2 説明会の実施

入札説明書等に関する説明会を次のとおり開催する。

(1) 日時

平成29年6月29日（木）午前9時30分～正午まで。

(2) 会場

西興部村役場

〒098-1501 北海道紋別郡西興部村字西興部 100 番地

(3) 参加申込方法

参加申込は、Eメールにより行うこと。件名（標題）は【西興部村バイオガスプラント説明会参加申込】とし、企業（共同企業体）名及び参加人数をメール本文に記載すること。なお、Eメール送信後は、必ず着信を確認すること。参加人数は単体企業、共同企業体にかかわらず、1企業（1共同企業体）5名以内とする。

(4) 申込先

西興部村バイオガスプラント建設担当：産業建設課

〒098-1501北海道紋別郡西興部村字西興部100番地

電話：0158-87-2111

E-mail：ni.nouseitikusan@vill.nishiokoppe.lg.jp

3 関係資料の貸与

本工事に関する貸与資料はありません。

4 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(1) 質問受付期間

平成29年6月26日（月）～平成29年7月3日（月）午前9時～午後5時まで。

(2) 提出方法

【様式第2号】の入札説明書等に関する質問書に質問内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出すること。これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けない。なお、Eメール送信後は、必ず着信を確認すること。提出に当たって使用するソフトは、「Microsoft Excel」（Windows版、バージョン2013以前）とする。

(3) 提出先

西興部村バイオガスプラント建設担当：産業建設課

〒098-1501北海道紋別郡西興部村字西興部100番地 電話：0158-87-2111

E-mail：ni.nouseitikusan@vill.nishiokoppe.lg.jp

5 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対する回答は随時メールにて回答する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

6 参加表明書及び資格審査申請書類の受付

以下により、参加表明書及び資格審査申請書類を受け付ける。

(1) 受付期間

平成29年6月26日（月）～平成29年7月3日（月）午前9時～午後5時まで。

(2) 受付場所

西興部村バイオガスプラント建設担当：産業建設課

〒098-1501北海道紋別郡西興部村字西興部100番地

電話：0158-87-2111

E-mail：ni.nouseitikusan@vill.nishiokoppe.lg.jp

(3) 提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

(4) 提出書類

ア 参加表明書【様式第3号】（正1部）

イ 構成員表【様式第4号】（正1部：単体企業の場合は不要）

ウ 経常建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書【様式第5号】

（正1部、副2部：単体企業の場合は不要）

・添付書類 各構成員の特定建設業の許可の写し。

代表構成員にあつては経営事項審査の総合評点数値が土木一式工事800点以上かつ建築一式工事730点以上であることを証する書類（写し）

- エ 経常建設工事共同企業体協定書（甲）【様式第6号】
（正1部、副2部：単体企業の場合は不要）
- オ 委任状【様式第7号】（正1部、副2部）
- カ 類似施設の施工実績【様式第8号】（正1部、副2部）
・添付資料 記載内容が確認できる契約書等の写し。なお、財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（コリンズ）の「登録内容確認書」の写しに代えることができる。
- キ 配置予定技術者届【様式第9-1～第9-2号】（正1部、副2部）
・添付書類 各資格証の写し。
各従事経験を有していることを証する書類（写し）。
- ク 競争入札参加資格審査申請書（正1部：必要に応じて、北海道の様式に準じて作成・提出すること）
- (5) 資格審査結果の通知
資格審査の結果については、平成29年7月6日（木）午後5時までに様式第3号に記載された代表に対し、書面にて通知する。
- (6) 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求
入札参加資格がないと認められた者は、西興部村に対してその理由の説明を書面により求めることができる。なお、様式は任意とする。
- ア 受付期間
平成29年7月7日（金）～平成29年7月11日（火）午前9時～午後5時まで。
- イ 受付場所
西興部村バイオガスプラント建設担当：産業建設課
〒098-1501北海道紋別郡西興部村字西興部100番地
電話：0158-87-2111
E-mail：ni.nouseitikusan@vill.nishiokoppe.lg.jp
- ウ 提出方法
持参とし、その他の方法は認めない。
- (7) 資格審査結果に対する説明要求書への回答
説明を求めた者に対する回答は平成29年7月12日（水）午後5時までに様式第3号に記載された代表者に対し、書面にて通知する。

7 提案書類の受付

参加資格が確認された入札参加者から、本工事に関する提案書類を受け付ける。提出書類を確認後、西興部村は受領書を発行する。

- (1) 受付日
平成29年7月10日（月）～平成29年7月14日（金）午前9時～午後5時まで。
- (2) 受付場所
西興部村バイオガスプラント建設担当：産業建設課
〒098-1501北海道紋別郡西興部村字西興部100番地
電話：0158-87-2111
E-mail：ni.nouseitikusan@vill.nishiokoppe.lg.jp

(3) 提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

(4) 提案書類【ア～エ】

以下の提案書類のうち技術提案書【イ】及び技術提案図面【ウ】については、内容を記録したCD-ROM等1式（使用ソフト 技術提案書：PDF ファイル及び様式集に対応したMicrosoft「Word」、「Excel」Windows 対応、バージョン2013 以前、技術提案図面：PDF ファイル）を提出すること。

ア 提案書類提出書 【様式第技-1号】 正1部

イ 技術提案書 【様式第技2-号～技-38号】 正1部・副15部

ウ 技術提案図面 正1部：A1サイズ
製本1部：A1サイズ
副（縮小版）15部：A3サイズ

エ 工事見積書 【様式第技-39号】 正1部・コピー15部

(5) 提案書類作成時の注意事項

提案書類【ア、イ、エ】は「様式集」を使用し、技術提案図面【ウ】の書式は任意とする。提出書類の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いることとする。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。なお、副本及び縮小版の表現中においては、様式に指定がある場合を除き、企業名や施設名、ロゴマーク等、入札参加者が特定できる表現の使用は禁止する。

用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。

技術提案書【イ】及び技術提案図面【ウ】は、簡易なファイル綴じとする。なお、技術提案図面【ウ】は、別途A3版の簡易ファイルに綴じること。技術提案書【イ】については様式第技-1号～39号の順に、技術提案図面【ウ】については技術提案仕様書に示した順に従って提出すること。各ページの下に通し番号を振り、目次を設けること。

8 提案書類に関するヒアリング

評価委員会によるヒアリングを行う。

(1) ヒアリング開催日時

平成29年7月25日（火）午前9時～。（ヒアリングの順番は、提案書類の受付順とする。）

(2) その他

入札参加者のヒアリング場所、時間及び方法等の詳細は、様式第3号に記載された代表者に対し、書面にて事前に別途通知する。

ヒアリングの出席人数は名5名以内とする。また、ヒアリングに際して、本提案のために作成したアニメーションCG、模型等の過度な資料を用いてはならない。用いた場合は、失格とする。

9 入札

入札は次の通り行う。

- (1) 入札予定日時
平成29年7月25日（火）ヒアリング審査終了後～
- (2) 入札場所
西興部村役場
〒098-1501北海道紋別郡西興部村字西興部100番地
- (3) 入札予定価格
¥736,560,000円（消費税54,560,000円含む）
- (4) 入札書の記載金額
落札決定に当たっては、消費税額を含めた金額をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税を含めた金額を入札書に記載すること。

10 審査

審査は、「落札者決定基準」に基づき行う。西興部村は審査結果をすべての入札参加者あてに郵便で発送するとともに、後日、審査結果を講評として取りまとめ公表する。

審査結果の通知は平成29年7月25日（火）、結果の公表は、平成29年7月27日（木）を予定している。

入札参加者は、審査結果に異議を申し立てることはできないものとする。ただし、入札参加者は、公表された審査結果について、公表した日の翌日から5日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）に、書面（書式は自由）により、説明を求めることができる。

11 入札を辞退する場合

資格審査申請書類を提出し、入札参加資格を認められた者が入札を辞退する場合は、入札辞退届【様式第10号】を西興部村に持参すること。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の西興部村の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

12 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出日時までに提案書類が提出されない場合。
- (2) 提出された提案書類に不備がある場合。
- (3) 提案書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 入札説明書等に違反すると認められた場合。
- (5) 審査の公平性に影響を与える場合。

13 その他

西興部村が提示する資料及び回答は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

また、以後配付するものが入札説明書等を補完・修正するものである場合には、入札説明書等の内容に優先するものとする。

第4章 入札等に関する事項

第1節 入札方法等

西興部村からの通知書による。

第5章 技術提案書等の審査及び選定に関する事項

第1節 審査

技術提案書等の審査にあたっては、選定委員会が行う。なお、選定委員会は、非公開とする。

第2節 提案

「技術提案仕様書」に従い、技術提案書を作成すること。尚、「技術提案仕様書」を満たしていない場合は失格とする。

第3節 審査の方法等

1 総合評価点の算定

選定委員会において技術提案書等を総合的に審査し、評価に応じて得点を付与する。

2 落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、総合評価値が最も高いものを落札者とする。

評価値の最も高い者が二者以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定する。

第4節 審査結果の通知

審査の結果は、入札参加者の代表者に文書で通知する。

第5節 工事契約の締結

西興部村は、西興部村が決定した落札者との間で仮契約を締結し、西興部村議会の議決を経て本契約を締結するものとする。

工事契約は、西興部村の提示する条件及び落札者の提案内容に基づき締結するものであり、設計・建設事業者が遂行すべき業務の内容等を定めるものである。

第6節 落札者が契約をしない場合

西興部村は、落札者が契約を締結しないときには、総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行うことができる。

第6章 工事契約の概要

第1節 工事契約について

西興部村と落札者が締結する工事契約書の内容については、「西興部村工事請負契約書」に準じるものとする。西興部村と落札者との間で、西興部村バイオガспラントの設計及び建設における西興部村と落札者の役割、責任分担について明確化する。

第2節 工事契約の締結

1 契約のスケジュール（予定）

工事契約の締結スケジュールは、以下を予定しているが、入札参加者の提案及び契約に至る進捗等によって変更する場合がある。

(1) 工事契約の締結 平成29年8月第1週頃（予定）

2 契約保証金の取扱について

契約保証金は、単体の企業にあつては契約金額の100分の10に相当する額以上を納付のこと。企業体にあつては免除。

3 損害賠償

西興部村との契約締結までの間において、落札者（単体企業、企業体の構成員のいずれかについて）が「第3章 入札に関する条件」第1節第3項に掲げるいずれかの要件に該当することとなった場合には、西興部村は契約を締結しないことができるものとする。この場合、落札者は、西興部村に対して、一切の費用負担請求及び損害賠償請求をすることができない。この場合、西興部村は、落札者に対して、契約が締結できないことによって生じた費用を請求することができる。また、要件を満たさないことについて落札者の故意又は過失がある場合には、西興部村は、落札者に対して、損害賠償請求をすることができる。

第3節 工事契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

西興部村と落札者との間で締結する工事契約の解釈について疑義が生じた場合は、西興部村と落札者とは、誠意をもって協議するものとする。

また、工事契約に係る訴訟については、西興部村を管轄する日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

第4節 支払い条件

- 1 支払については、契約時に各年度の工事で出来高予定額を定め、各年度の支払限度額とする。
- 2 平成29年度～平成30年度の工事出来高については、各会計年度の支払限度額に呼応する出来高以上100%未満とする。
- 3 上記、支払及び工事出来高について、落札金額、予算又は工期等により変更する場合がある。
- 4 前払い金 有。
- 5 部分払い 有。

第7章 その他

- 1 刑法（明治40法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22 法律第54号）、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、地方自治法等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも住民の信頼を失うことのないように努めること。
- 2 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、西興部村の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止を行うことがある。
- 3 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- 4 下請施工を必要とする場合には、可能な限り地元業者に発注するように十分配慮すること。
- 5 落札者決定後、病床・死亡等極めて特別な事象で西興部村が承認した以外は配置予定技術者の変更は認めない。なお、やむを得ず配置技術者を変更する場合には、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置すること。

本事業における連絡先は、以下のとおりである。

なお、この入札説明書等は、インターネットでも閲覧が可能である

(連絡先)

西興部村 西興部村バイオガスプラント建設担当：産業建設課

〒098-1501北海道紋別郡西興部村字西興部100番地

電話：0158-87-2111

E-mail：ni.nouseitikusan@vill.nishiokoppe.lg.jp

(北海道西興部村ホームページ)

(<http://www.vill.nishiokoppe.hokkaido.jp/section/sangyou/feeuub00000dp71s.html>)